

No. 122

小作争議調查表

場 所	朝倉郡 苑木村 大字 池田分前田	
	發生 終熄	昭和十一年七月一日 昭和十一年七月十八日
關係人員	地主 高倉安次 小作人 井手芳太郎	關係地 種類面積 田一五畝十二步
地主關係團體	十	小作人 關係團體 日農九州同盟會 苑木村支部
原因	此土地五年前社地として作中自は大方特にて農業者を子作りたが、此事共失敗の事あり、自作を企圖し再三土地を還つる要を大なる意をもちたる由。	
事項	土地を還る事	
經過	六月二日小作人は報告地方裁判所に土地調停を申請し、七月十八日、苑木村役場より調停を中止し、調停を中止した結果、苑木村支部にて解決せり。	

(昭和十一年七月分)

財團協調會福岡出張所

備考	結果
	<p>一 地主は従来の小作料四斗四升二合と四斗四升二合を減額して引續き小作せしむる事</p> <p>二 地主は小作人、昭和九年年度澤田小作料合計八斗八升四合と六斗一升八合に減額し、小作人は由三斗四升と全八月平米に換算して四斗十升八月二十日迄に及ばず、余三斗四升と四斗十升年度小作料と其の割合を納入す。</p> <p>三 小作人は本調停條次に違反したる場合は即時に前項の土地を地主に返還し同時に澤田小作料は全額を納入す。</p>